

政令第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公有水面埋立法施行令の一部改正）

第一条 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」ト謂フ）ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第十八条及第三十五条ヲ除キ同ジ）」を加える。

第十八条中「為シタル都道府県知事」の下に「又ハ指定都市ノ長」を加え、「統轄スル都道府県」を「統括スル都道府県又ハ指定都市」に改め、同条ただし書中「都道府県知事」の下に「又ハ指定都市ノ長」を、「当該都道府県」の下に「又ハ指定都市」を加える。

第三十五条中「数都道府県ニ互ル」を「一都道府県ノ区域又ハ一指定都市ノ区域ヲ超ユル」に改め、「法令中都道府県知事」の下に「又ハ指定都市ノ長」を加え、「関係都道府県知事」を「関係スル都道府県知事又ハ指定都市ノ長」に改め、同条ただし書中「区域」の下に「（当該区域内ニ指定都市ノ区域アルトキハ当該指定都市ノ区域以外ノ区域ニ限ル）又ハ一指定都市ノ区域」を加える。

第三十六条中「ガ処理スルコトトサレテイル」を「又ハ指定都市ガ処理スルコトトサレタル」に改め、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（道路運送法施行令の一部改正）

第二条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（自動車道事業に関し都道府県の処理する事務等）」に改め、同条第一項中「第四章」の下に「（第六十一条、第七十条第三号（使用料金の変更に係る部分に限る。）及び第七十五条を除く。）」を、「権限」の下に「に属する事務」を加え、「」で「」であつて、「」に、「地方運輸局長に委任する」を「一の都道府県の区域内において路線を定めて設けられる一般自動車道に関するもの限り、都道府県知事が行うこととする」に改め、同項第三号口中「横断こうばい」を「横断勾配」に改め、

同号ハ中「こうばい」を「勾配」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 法第七十条の規定による命令（国土交通大臣の認可を要する事項に関するものを除く。第三項において同じ。）

第三条第二項中「は、国土交通大臣の認可を要する事項に関するものを除いて」を「（第一項の規定により都道府県知事が行うこととされるものを除く。）は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四章に規定する自動車道事業に関する国土交通大臣の権限（国において経営する自動車道事業に係るもの及び前項の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされるものを除く。）

）であつて、同項各号（第八号を除く。）に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

第四条の見出しを「（自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理する事務等）」に改め、同条第二項を同条第七項とし、同条第一項中「もの」の下に「並びに第一項の規定により当該権限に属する事務を指定都道府県等の長が行うこととされるもの」を加え、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

法第五章（第七十八条、第八十条及び第八十一条を除く。）に規定する国土交通大臣の権限に属する事務であつて、主として指定都道府県（自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県をいう。以下この項において同じ。）又は指定市町村（自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する市町村（特別区を含む。）をいう。以下この項において同じ。）の区域（指定都道府県の区域にあつては、当該区域内に指定市町村の区域がある場合においては、当該指定市町村の区域以外の区域に限るものとする。）内において行われる自家用有償旅客運送に係るものは、当該指定都道府県又は指定市町村（以下「指定都道府県等」という。）の長が行うこととする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定都道府県等の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定都道府県等の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する国土交通大臣が行つた登録等の処分その他の行為又は現に国土交通大臣に対して行つて行っている登録等の申

請で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県等の長が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県等の長の行つた登録等の処分その他の行為又は当該指定都道府県等の長に対して行つた登録等の申請とみなす。

4 国土交通大臣は、指定都道府県等について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「国土交通大臣」とあるのは「指定都道府県等の長」と、「当該指定都道府県等の長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

第六条を次のように改める。

（報告、検査及び調査に関し都道府県等の処理する事務等）

第六条 法第九十四条（第二項、第三項及び第五項を除く。次項において同じ。）に規定する国土交通大臣の権限に属する事務（第三条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものに限る。）は、都道府県知事が行うこととする。

2 法第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務（第四条第一項の規定により指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るものに限る。）は、当該指定都道府県等の長が行うこととする。

3 法第九十四条（第三項及び第五項（指定試験機関に係る部分に限る。）を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（第一項の規定により当該権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされるもの及び前項の規定により当該権限に属する事務を指定都道府県等の長が行うこととされるものを除く。）は、地方運輸局長、運輸監理部長及び運輸支局長も行うことができる。

本則に次の一条を加える。

（事務の区分等）

第七条 第三条第一項及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第三条第一項及び前条第一項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 第四条第一項及び前条第二項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大

臣に関する規定は、指定都道府県等の長に関する規定として指定都道府県等の長に適用があるものとする。

(国土利用計画法施行令の一部改正)

第三条 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第十七条の二」を「第四条、第十三条、第十五条、第十七条の二」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成九年政令第三百二十四号)の

一部を次のように改正する。

目次中「・第六十条」を「―第六十二条」に改める。

第六十条を第六十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第六十一条 第二十六条第三項(第三十条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の

規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、同項の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に

関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第五十九条の見出しを削り、同条中「第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法」及び「指定都市、」を削り、同条を第六十条とし、第七章中同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（大都市等の特例）

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第六十一条において「指定都市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市の長が行う事務は、法の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第六十条第三項（法第七十四条第二項（法第二百五十条第七項において準用する場合を含む。）及び第二百五十条第六項において準用する場合を含む。）の認可を除く。）のうち、法第五章第三節の規定による事務及び個人施行者、事業組合又は事業会社が施行する防災街区整備事業に係る事務とする。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次の

ように改正する。

第七条の見出しを「（都道府県が処理する事務）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「に属する事務」を加え、「地方運輸局長に委任する」を「都道府県知事が行うこととする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に道路運送法第四章若しくは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこれらの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において

「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者（以下この条において「新事務執行者」という。）のした処分等の行為又は新事務執行者に対して行った申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「都道府県知事又は」を「都道府県知事、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長又は」に改め、「（都道府県知事」の下に「及び指定都市の市長」を加え、「地方自治法」を「同法」に改める。

第九十二条第三項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同項ただし書中「これら」を「同項」に改める。

別表第一公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第七号）の項の次に次のように加える。

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）

第三条第一項及び第六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（登録免許税法施行令の一部改正）

第五条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録で課税するものの範囲）

第十九条の二 法別表第一第二百五号の三（一）に規定する政令で定めるものは、道路運送法第七十九条（登録）の登録で、道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項（自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理する事務等）の規定により同項に規定する指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

2 法別表第一第二百二十五号の三(二)に規定する政令で定めるものは、道路運送法第七十九条の七第一項(変更登録等)の変更登録(財務省令で定めるものに限る。)で、道路運送法施行令第四条第一項の規定により同項に規定する指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国土交通省関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。